

佐渡市立松ヶ崎小中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和 7 年 4 月

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を認識したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

本いじめ防止基本方針は、上記のことを踏まえ、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成 30 年最終改定）」、「新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和 2 年 12 月制定）」、「新潟県いじめ防止基本方針」、「佐渡市いじめ防止基本方針（令和 4 年 4 月改訂）」に基づき、本校の児童生徒が明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示すものである。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第 2 条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

(3) いじめの類似行為の定義

新潟県いじめ等の対策に関する条例 第 2 条 2 項（定義）

この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

具体的ないじめの類似行為の態様は、以下のようなものがある。

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

2 いじめ防止基本方針の策定

以下の内容等を踏まえて、学校の実情に応じたいじめの防止等の対策に関する「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定める。

(1) 学校基本方針の内容

- ア いじめの防止のための取組、早期発見・即時対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を定める。
- イ いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- ウ 校内研修等、教職員の資質能力の向上を図る取組、いじめ防止等に関する取組方法等を定める。
- エ いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して的確に機能しているかを、いじめ等対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すという、P D C Aサイクルを盛り込む。

(2) 学校基本方針の策定上の留意事項

- ア 策定に当たっては、方針を検討する段階から保護者等の参画を得て、家庭や地域と連携した学校基本方針となるよう努める。
- イ 学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- ウ 策定した学校基本方針は、児童生徒やその保護者に示すとともに、学校だより等で公開するなど工夫を行い、周知を図る。

3 学校におけるいじめの防止対策等のための組織

学校基本方針に基づき、校長の強力なリーダーシップの下、いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を有する「いじめ不登校対策委員会」を設置する。

(1) いじめ不登校対策委員会の設置

＜いじめ不登校対策委員会＞

〈構成員〉◎ 小中校長、小中教頭、いじめ防止対策推進教員（生活指導主任、生徒指導主事）、養護教諭、当該学年部職員、スクールカウンセラー。

ただし、小規模校、小中連携校である本校の実態から、基本的に全教職員ですべての事案に対応する。また、必要に応じて、警察、児童相談所、スクールカウンセラー等の外部機関も組織に入る。

〈活動〉ア アンケート調査及び教育相談に関すること

イ いじめ不登校事案発生時の対応

〈開催〉年3回を定例会とする。ただし、いじめ不登校事案発生時はその都度開催する。

(2) いじめ不登校対策委員会の役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- イ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ウ 児童生徒の問題行動等のいじめの疑いに関する情報を収集し、記録し、共有する。
- エ いじめの疑いに関する情報があつたときには、学校が組織的に対応するための中核となる。

(3) いじめ不登校対策委員会の運営上の留意事項

- ア いじめ不登校対策委員会は、いじめの疑いに関する情報が校内で的確に共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要である。特に、いじめへの対処に関する判断は、同委員会が中核となって組織的に行う。
- イ いじめ不登校対策委員会は、自校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証と改善を行う。具体的には、学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの防止等の取組が計画に沿って進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等を行う。
- ウ いじめ不登校対策委員会が、情報の収集と記録、情報共有を行うことができるよ

う、各教職員は、ささいないじめの兆候や懸念、児童生徒や保護者等からの訴えを、抱え込まずに全て同委員会に報告・相談する。

4 学校におけるいじめの防止等に関する措置

国の基本方針の別添2などを参考とし、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(1) いじめの防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けた指導は、全ての児童生徒を対象に行う。

ア 分かる授業づくり

小：知・徳・体のバランスがとれた子どもの育成

中：基礎・基本の確実な定着と自ら学び自ら考える力の育成

イ 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資する。このことを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動を充実するとともに、S G E・S S T・アサーショントレーニングの授業実施を行う。

ウ 保護者、地域住民その他の関係者との連携を図り、「いじめ見逃しゼロスクール集会」や「あいさつ運動」等のいじめを防止するための児童生徒の主体的な活動を支援するなどして、自治的な能力や自主的な態度の育成に努めるとともに、言葉による暴力等を抑止する言語環境整備に努める。

エ 学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき他者の役に立っていると感ずることのできる機会を全ての児童生徒に提供する。さらに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学級・学校風土をつくる。

オ 「鼓童交流会」「学校林作業」「佐渡おけさ学習」など他者との交流や関わり合いなどを通して、困難に対し協力しながら問題解決を図る意欲や態度など、児童生徒の社会性を育成する。

カ 教職員が自らの言動が児童生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、学校全体で言語環境の整備に努める。

(2) いじめの早期発見

ア いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい場合が多い。教職員全体で、日頃から児童生徒の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもって的確に関わり、積極的な認知に努める。また、認知し得た情報については、隠すことなく速やかな情報共有に努める。

イ いじめを早期に発見するために、在籍する全校児童生徒に対する「心の体温チェック」を定期的に（8月・3月を除く）実施する。また、その集計結果を全職員で共有し、きめ細やかにいじめの予兆を捉える。アンケートの結果に応じて、即時「教育相談」を行う。なお、重大事態に係るアンケート等は保存期間を5年間とし、廃棄については被害児童生徒及び保護者に説明の上、管理職が廃棄する。

ウ 各学期に1回、全校児童生徒を対象とする「教育相談」を実施する。

エ 「スクールカウンセラー」の活用を促すために、相談体制・相談環境を整備する。また、小規模校の特色を生かし、「一人一回面談」の機会を作る。

オ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭、地域と連携して児童生徒の見守りを継続する。

カ 児童生徒及び保護者等がいじめに係る相談を容易に行うことができるよう、学校及び教育委員会のいじめ相談の窓口を明確にし、周知を図る。

キ 保護者が、その保護する児童生徒の家庭における様子を注意深く観察し、いじめの兆候をいち早く把握できるよう支援する。

(3) いじめへの対処

ア いじめを発見し、または通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速

やかにいじめ不登校対策委員会を中核として複数で組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒を守り通す。いじめたとされる児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。いじめを受けた児童生徒の保護者及び、いじめを行った児童生徒の保護者の双方に対する支援、助言を継続的に行う。

イ いじめに当たると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等については、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導する等、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、情報を得た教職員は、いじめ不登校対策委員会へ報告し、情報を共有する。

ウ 経緯については逐次記録し、適切に保存するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。特に保護者に対しては、誠意ある対応を心がけ、責任をもって説明する。

エ いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けるために、必要と認められる場合は保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習できる環境を整える。

オ いじめ関係者間における争いを生じさせないように、いじめに係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講ずる。

カ いじめ防止対策推進法第23条第2項の規定によるいじめの通報を受けた場合、事実の有無の確認を行うとともに、事実がなかった場合でも、その事実確認の結果を市教育委員会に報告する。

(4) 関係機関との連携

いじめの防止等のための対策を適切に行うため、「学校警察等連絡協議会」や「松ヶ崎地区青少年健全育成協議会」等との連携を推進する。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察署に相談するものとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めるものとする。

(5) 情報モラル教育の充実とインターネットによるいじめへの対処

インターネットによるいじめは、大人の目に触れにくく発見しにくい。今後も変化を続けていくであろう情報手段を効果的に活用することができる判断力や心構えを、児童生徒に身に付けさせるための情報モラル教育を一層充実させる必要がある。児童生徒及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び啓発活動等を行う。

インターネット上への不適切な書き込みについては、被害の拡大を防ぐために、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、必要に応じて法務局の協力を求める。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、学校は直ちに所轄の警察署に通報する。学校単独で対応が困難と判断した場合には、市教育委員会と連携しながら、外部の専門機関に援助を求めるなどの対処をする。

児童生徒及び保護者が、「発信される情報の高度な流通性」「発信者の匿名性」「その他インターネット等を通じて発信される情報の特性」を踏まえて、インターネット等を通じて行われるいじめの防止と、いじめ事案発生時に効果的対応ができるよう、必要な啓発活動を行う。

- ・新入生入学説明会、PTA総会で説明する。
- ・全校朝会等で児童生徒を対象に「携帯・ネットトラブル」について講義する。
- ・外部講師を招いての「携帯・ネットトラブル防止教室」を開催する。

(6) いじめ解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって解消とすることはできない。いじめが解消している状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされた場合でも、必要に応じて他の事情を勘案して総合的かつ組織的に判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

※いじめ類似行為においては、上記のアにより解消を判断する。

(7) その他の留意事項

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。そのため、以下の取組を推進していく。

ア 組織的な指導体制

校長を中心とした全教職員が一致協力体制を構築し、一部の教職員が抱え込むのではなく組織的に対応する。また、いじめの問題等に関する指導記録を保存し、適切に情報提供できる体制をつくる。

イ 校内研修の充実

全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回のいじめを含む生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

ウ 校務の効率化

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組めるように校務分掌を適正化し組織的体制を整備する。

エ 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱う場合は、いじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう目標設定や具体的な取組や達成状況を評価する。教員評価においても同様に、日頃からの児童生徒理解や組織的な取組が評価されるよう留意する。

オ 地域や家庭との連携

家庭や地域に対して、学校基本方針やいじめ問題についての認識を広めるために、家庭、地域への周知や協議する機会を設定し、連携協力ができる体制を構築する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

ア いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

いずれも、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

イ いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、佐渡市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

ウ その他

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったと

きは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と安易に判断することなく、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対処

- ア 学校は重大事態が発生した旨を速やかに佐渡市教育委員会に報告する。
 - イ 佐渡市教育委員会が調査主体について協議し、学校が調査主体となった場合は、当該事態に対処する組織を設置する。その際は、当校のいじめ不登校対策委員会を中心として事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ウ 学校が調査を行うときは、いじめの加害被害の児童生徒及び保護者に対し、事前の説明や経過及び結果を報告する。
 - エ 学校は調査結果を佐渡市教育委員会へ報告する。
 - オ 上記の調査結果について、佐渡市長が必要と認めたときは再調査を行うことができる。また、その再調査の結果を踏まえて必要な措置を講ずる。
- ※イにおいて佐渡市教育委員会の付属機関が重大事態の調査主体となる場合
- 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断した場合
 - 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

(3) 学校が調査主体になった場合の留意点

- ア 調査方法と内容項目及び情報提供の内容、方法、時期等について佐渡市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。
- イ 客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ウ 不都合なことがあっても事実にはっきりと向き合う姿勢を大切にする。
- エ 事実を明確にするために以下の点に注意する。
 - a いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか
 - b いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
 - c 学校、教職員がどのように対応したか
 - d 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を可能な限り網羅的かつ正確に把握する
 - e 本調査が民事刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る

6 その他

(1) いじめ防止に係わる職員研修について

- ア 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解（4月職員会議）
- イ いじめ防止・不登校に係わる職員研修（8月夏季研修）
- ウ 児童生徒に係わる情報交換（長期休業明け、職員朝会・職員会議時）

(2) 学校いじめ防止基本方針の関係機関への説明について

- ア 4月PTA総会（警察への相談・通報内容も含む）でPTAに説明
- イ 5月学校運営協議会で地域支援者に説明

いじめ発生時の対応フローチャート

児童生徒・保護者・教職員 等
いじめ被害児童生徒 いじめ発見者 アンケート等

①被害の訴え

学校職員 担任 授業担当者
部活動顧問 カウンセラー その他

②いじめ被害情報の報告 (疑いも含む)

いじめ不登校対策委員会

校長・教頭
生活指導主任・生徒指導主事・該当担任
その他・養護教諭・スクールカウンセラー等

③第1次判断 対応の確認

いじめの認知

担任・授業担当者・部活動顧問・カウンセラー・その他 等

- ・被害児童生徒への聞き取り
- ・加害児童生徒への聞き取り
- ・関係児童生徒への聞き取り
- ・職員の情報共有
- ・児童生徒への支援、指導
- ・保護者対応
- ・市教育委員会への報告・相談
- ・関係機関・専門機関との連携
(警察・児童相談所・福祉関係など)

④聞き取り

- ・5W1H等による事実の把握と確認
- ・複数職員での組織的対応

⑤いじめ解消に向けた取組

- ・被害児童生徒への支援
- ・加害児童生徒、関係児童生徒への指導
- ・全校児童生徒への指導
- ・保護者との連携
- ・関係機関・専門機関との連携